

居宅介護支援重要事項説明書

(令和7年12月5日～)

1. 当会が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-580-1353

2. 国立市社会福祉協議会ケアプランセンターの概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	国立市社会福祉協議会ケアプランセンター
所在地	国立市富士見台2丁目38番地の5
介護保険事業所番号	1373400082
サービス提供地域	国立市

(2) 同事業所の職員体制

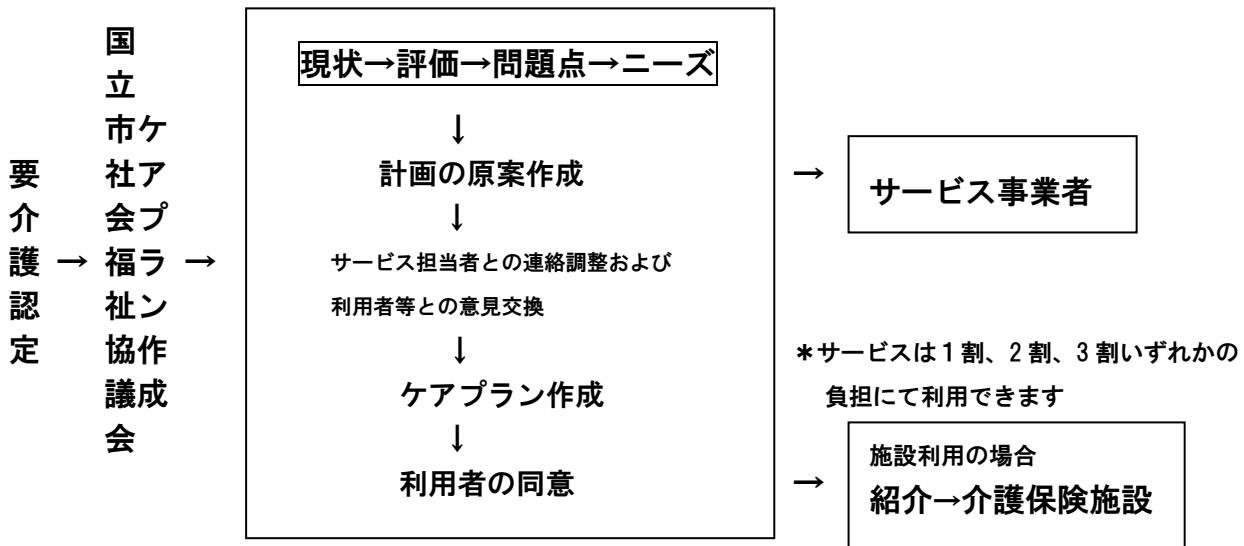
管理者（介護支援専門員） 1名
介護支援専門員 3名（内1名管理者兼務）

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 9時00分～17時

（但し、土日祝および12月29日～1月3日は休業）

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



※ ケアプラン作成については、原則本人負担はありません

※ 原則 毎月1回訪問しモニタリングを行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合は、1ヵ月につき支払われるべき保険給付金と同額をお支払いいただき、当会からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、国立市の窓口に提出していただくと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

国立市内は無料です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当会職員がお伺いします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

※ 担当職員への連絡は原則、平日午前9時00分から午後5時までです。

土、日、祝日、年末年始、公休時の連絡はできません。出社後、連絡をいたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当会の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所、入院した場合
(但し、ミドルステイ等連続して3ヵ月を超えない入所を除く)
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合
- ・ 利用者の居宅サービス計画が連続して3ヶ月作成されなかった場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- 利用者やご家族等が、当会や当会の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. サービス利用にあたっての留意事項

① 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるごとに、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について介護支援専門員に対して説明を求めることが出来ますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

② 要介護認定を受けていない場合は、利用者の方の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう、必要な援助を行うものとします。

③ サービス利用の際には、介護保険被保険証を提示してください。

また、介護保険被保険証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

④ 居宅支援の提供の開始後、病院に入院しなければならなくなった場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するために、担当ケアマネジャーの氏名と当事業の連絡先を入院先医療機関にお伝えください。

⑤ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

7. 当会の居宅介護支援の特徴等

（1）運営の方針

① 介護支援専門員は、利用者の心身の状況およびその置かれている環境等を勘案し、その利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活が営まれるよう、利用者の立場に立った援助を行います。

② 利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整します。

③ 事業の実施にあたっては、関係区市町村および保健、医療、福祉サービス提供団体との連携を図り、適切なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事　　項	有　無	備　　考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
介護支援専門員への研修	有	自主研修会の実施、外部研修の参加

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	地域生活支援課長 長谷川 晴季
虐待防止に関する責任者	事務局長 津田 智宏

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修（年1回以上）を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 事故発生時の対応

(1) サービス提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。

(2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当会の相談・苦情担当窓口

当会の居宅介護支援に関するご相談、苦情およびサービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。また、苦情内容によっては、第三者委員が社会性、客観性を留保しつつ、公明な苦情解決にあたります。

苦情解決責任者 津田 智宏 (本会 事務局長)

苦情受付担当 長谷川 晴季 (地域生活支援課長)

第三者委員 伯 道夫 090-3565-8999

本多 公恵 090-3565-8884

(2) その他

国立市の相談・苦情窓口

担当窓口：国立市健康福祉部高齢者支援課介護保険係

電話：042-576-2111

12. 当会の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

代表者役職・氏名 会長 喜連 元昭

所在地・電話番号 国立市富士見台2丁目38番地の5

042-575-3226

定款の目的に定めた事業

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
4. 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
5. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
6. 共同募金事業への協力
7. 在宅福祉サービスの企画及び推進
8. 応急小口資金の貸付
9. 老人居宅介護等事業の経営
10. 老人福祉センターの経営
11. 障害福祉サービス事業の経営
12. 特定相談支援事業の経営

13. 指定障害児相談支援事業
14. 生活福祉資金貸付等相談事業
15. 福祉サービス利用援助事業
16. その他この法人の目的達成のため必要な事業

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 国立市富士見台2丁目38番地の5
名称 社会福祉法人 国立市社会福祉協議会
説明者 国立市社会福祉協議会ケアプランセンター
氏名 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 国立市_____

氏名 _____ 印

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印